

税務 税務課からのお知らせ

問 税務課 滞納整理係
☎476-1111(115・116)

◆不動産を公売します

大崎町では、滞納処分の一環として不動産を公売し、町税に充てます。



公売財産 公売保証金 見積価格	売却区分 の番号	公売財産の名称 および所在地など	数量 (㎡)	見積価格 (円)	公売保証金 (円)
	1	土地 大崎町野方字差尾 5365 番 3 地目：畑	1,731	467,000	100,000

●注意事項

【売却区分番号1】は農地であるため、入札に参加するためには、農地法上の許可を受け『買受適格証明』が必要になり、1月29日(金)までに大崎町農業委員会への申請が必要となります。なお、買受適格証明の発行の可否決定には一定の期間を要します。

町外の方は、お住まいの市町村の農業委員会で発行する『耕作証明書』が必要になります。

※詳しくは、大崎町農業委員会までお問い合わせください。

【公売方法】入札方式

【入札日】平成28年3月18日(金)

【受付】9:30～9:55

【入札】10:00～

【入札会場】大崎町役場2階応接室

【その他】いずれも公簿表示で現況渡しです。

《その他注意事項》

① 入札希望の方は、入札当日に上記公売保証金を納付していただく必要があります。

(落札できなかった方については、公売保証金を返還いたします。)

② 不動産公売では、落札者に対して落札決定通知を交付し、農地は現状渡しを原則とします。

なお、町は瑕疵担保責任など一切負いません。

③ 権利移転に伴う費用は、買受人の負担とします。(移転手続きについては町が行います。)

※ 5365-3 については、公共事業による用地買収済みのため、現況と地籍が違いますので公売参加予定の方は確認をしてください。

＜買受適格証明に関するお問い合わせ先＞

大崎町農業委員会事務局 ☎099-476-1111 (内線 531・532)

＜不動産公売に関するお問い合わせ先＞

役場税務課 滞納整理係 ☎099-476-1111 (内線 115・116)